

## 令和7年度 第4回 福岡市社会的養護自立支援協議会 議事概要

### (1)社会的養護自立支援実態把握調査報告について

事務局:調査の報告書を作成した。第2、3回の協議会にて調査結果の主要な部分について説明しており、説明は省略する。確認をお願いする。

### (2)社会資源のとりまとめについて

事務局:前回の協議会にて、児童相談所主導でケアリーバーに対する社会資源のとりまとめを行うことになった。その結果を児童相談所から説明をお願いする。

児童相談所:児童相談所にて自立支援担当職員の連絡会を開催している。その職員らの協力のもと、社会資源のとりまとめを行ったので、その結果を報告する。まず、児童養護施設ではNPO法人主催のセミナーを活用していた。次に、日本学生支援機構だけでなく、民間法人の経済的支援も活用していた。ただし、ケアリーバーの奨学金申請時に作文の提出など準備に労力がかかるものもあって、申請しやすいものを利用する傾向にあった。

委員:全国児童養護施設協議会で奨学金など各種支援を一覧にし、冊子にしている。この協議会等で冊子を共有してよいか問い合わせる。

委員:里親にはこのような冊子が届かないので、奨学金などの社会資源を周知してほしい。

事務局:とりまとめた社会資源の中に、施設や里親家庭から自立した社会的養護経験者も申請できるものがある。社会的養護経験者が生活自立支援センターや若者総合相談センターに相談へ行く可能性があるので、両センターもこの社会資源の情報を活用していただければと思う。

委員:埼玉県の社会的養護自立支援拠点や朝日新聞が奨学金のとりまとめを行いインターネット上で公開しているので活用してほしい。他県では身元保証人確保対策事業や自立支援資金貸付制度を活用していた。福岡市ではどうか。

事務局:身元保証人確保対策事業は本市も活用している。自立支援資金貸付制度は県の社会福祉協議会が実施しており、本市在住の方も活用している。

委員:こどもと自立支援の話をするためのツールとして、NPO 法人が出版している自立支援に関する書籍を高校1年生以上の措置中の児童へ配布予定である。

### (3)福岡市社会的養護自立支援拠点について

(事務局より資料の説明)

委員:3月で自立予定のこどもに4月から拠点が開設されるので、何か困ったことがあれば相談へ行くように伝えてよいか。

事務局:よい。施設等からも拠点が開設することを周知してもらいたい。(委員へ)他県の拠点の実施状況を聞きたい。

委員:対象者とのやりとりはあまり悩み事に焦点を当てず、気持ちに寄り添って、気軽に来てもらえるような声かけをしていた。また、法律相談の案件が多く、施設職員が困っている社会的養護経験者をつないでくれていた。ほかにも住まいがないとの相談もあった。

委員:拠点事業の業務内容に一時避難的かつ短期間の居場所の提供ができるようになっているが実施しないのか。また、自立まで施設で生活したこどもだけでなく、例えば幼少期に一時保護されたが家庭引取になって家庭で生活したこどもにも、拠点の存在を知ってもらえるように、早い段階から周知が必要。そして、社会的養護経験者の声を聞くために、社会的養護自立支援実態把握調査の定期的な実施が必要。

事務局:福岡市は他施策でシェルターを設置しているので、その利用状況を見ながら、拠点事業として一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施するか検討する。また、早い段階からの周知や今後の実態把握調査の実施も検討する。

委員:福岡市の場合、他県の施設等で生活していた社会的養護経験者が九州各地から就職や進学で来福する。その場合、福岡市の拠点に相談できるか。

事務局:福岡市在住であれば可能である。

委員:現在こども総合相談センターにアフターフォローの担当者があるが、拠点に引き継がれることになるか。

委員:当分の間、こども総合相談センターに在籍し、並走しながら拠点に引き継ぐ。